

能勢町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

本町においては平成19年度に、障害者雇用の理解を進めるための企業主対象の「障害者との協働に向けて」と題した講演会の開催や、豊能地区市町で構成する豊能地域雇用・労働行政連絡協議会として広域連携事業に取り組み、大阪府等と連携しながら、就職面接会・講演会等雇用確保と雇用創出にむけた事業を実施しております。

今後とも、関係機関と連携しながら失業率の改善にむけ取り組んでまいります。

(環境事業部)

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

本町の地域特性を活かした産業の振興により、雇用創出につながるよう努めてまいります。

(環境事業部)

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

本町の地域性を踏まえ、商工会とも連携を図りながら検討してまいります。(環境事業部)

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

本町が実施している地域就労支援事業等を通じて、若年者雇用の推進を図ってまいります。

(環境事業部)

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

今後とも、大阪府・豊能地区各市町等と連携し、雇用・労働行政の強化に努めてまいります。
(環境事業部)

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

大阪府が各種実施しております技能習得講座等を積極的にPRし、中小企業の人材育成の支援を進めてまいります。
(環境事業部)

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

CSR行政運営にあたっては、適切な情報公開が必要不可欠であると考えているところです。このことから、本町では平成17年3月に策定した「自立経営プラン」ならびに同プランに基づき毎年度策定する「能勢町版 骨太の方針」により、町の施政方針及び行財政状況などを明らかにしているところです。

今後もその取り組みを継続し、適切なCSR行政運営に努めてまいります。
(町長公室)

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

本町では、平成17年3月に持続可能なまちづくりをめざし「自立経営プラン」を策定し、「あるお金で予算を組む」という大原則に従い行財政運営を行っているところです。

今後も、その大原則に従い適切な行財政運営に努めてまいります。
(町長公室)

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地

域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

豊能二次医療圏の4市2町（豊中市・吹田市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）において、休日夜間急病診療所等の初期救急医療施設及び救急搬送機関との円滑な連携のもとに、休日または夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を、医療圏の病院群が協同連帯して当番日を決め確保する方式に参加する医療機関に対し補助金を交付し、救急傷病者の医療を確保しております。

また、小児科医療につきましても、豊能二次医療圏の4市2町が分担金を支出し、夜間・休日医療の確保を図っております。 (福祉部)

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

保健福祉センター窓口ならびに地域ケア会議・事業者連絡会等を通じて、利用者・事業者に対し、引き続き、サービスの普及・適正利用の観点から利用方法や制度理念等の広報・啓発に努めてまいります。

また、苦情・相談体制につきましては、介護相談員派遣等事業の実施により、利用者の苦情・相談等を速やかに把握するとともに対応に努めてまいります。 (福祉部)

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターでは、介護サービス提供事業所以外にも社会福祉協議会や老人クラブ連合会・地区福祉委員会等町内の諸機関と連携を密にし、事業展開を図っていきたいと考えております。

また地域包括支援センター運営協議会には、公募により1号被保険者及び2号被保険者の代表として各1名ずつの委員を委嘱しております。 (福祉部)

(4) 高齢・退職者の生きがいくくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

高齢・退職者の活動の場としては、これまでの技術や経験を活かし、生きがいや社会参加が図れるようシルバー人材センターの支援を行っています。

健康維持促進等については、老人クラブへ情報提供を行うことにより体力測定を行うなど、健康維持にむけた事業に共同で取り組んでおり、また、地域包括支援センターを拠点として虚弱高齢者・一般高齢者を対象に介護予防サービスを実施し、高齢者の健康促進にむけた体力維持・向上を図ってまいります。(福祉部)

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

本町は福祉事務所が未設置であるため、生活保護制度については大阪府池田子ども家庭センターが実施しており、窓口機能のみの業務であるため、関連制度のシステムや体制については、必要に応じ大阪府に要望等を行っています。また、就労支援につきましては、保健福祉センターの清掃業務の一部を委託するなど取り組んでいますが、今後さらに担当課と連携を図ってまいります。(福祉部)

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

感染症対策については、府の保健所が業務を担っておりますので、必要に応じ連携を図ってまいります。(福祉部)

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

本町の保育所では、午後7時までの延長保育事業・ファミリーサポートセンター事業や各地域に出向いての子育て支援事業を積極的に実施しているところです。

また地域子育て支援センターや保健福祉センターでは、各家庭のニーズに合った子育て支援サービスの利用方法等について相談に応じ、総合的な子育て支援体制の強化に努めています。

(福祉部)

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

町立保育所においては、保育現場に無理のない人員体制を維持し、さらなる保育環境の改善を図っています。

また、自主研修を年6回実施するとともに外部研修にも職員を派遣し、様々な課題に対する学習・交流の場を設定し人材育成に努めています。

(福祉部)

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

「地域子ども教室事業」「おおさか元気広場」への取り組みを通じて、地域の子どもたちが放課後や週末に安全に過ごすことができる施策の推進に努めたい。

(教育委員会)

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり(子ども110番など)の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域の子どもは地域が育む、その基本的考えのもと、従来の地域教育協議会(すこやかネット)への取り組みに加えて、平成19年度からは、さらなる地域の教育力向上のため「おおさか元気広場事業」を実施している。地域の方々の支援を得て、放課後や週末等に安全で安心な子どもの活動場所を確保する取り組みである。今後も、国・府の支援を受けつつ、次代を担う子どもたちを地域で育む基盤整備の推進に努めたい。

(教育委員会)

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

本町では、自己の進路を選択する時に、家庭の事情や経済的理由によりその選択肢を狭めることのないよう、生徒をはじめ青年に対して相談を受け付けている。また、各種の奨学金制度についての相談や手続きに関する説明、進学・就職の情報提供等を適宜行っており、奨学金の返済も状況に応じて対応している。進学後に中退をすることのないように、卒業から就職へとそれぞれの夢や希望を実現するようにと支援している。

就学援助費の援助額については、現在の国庫補助金基本額を基に援助を行っている。本町においては、補助基本額の設定金額が現在の必要額相当であると判断し援助を行っており、今後についても国庫補助基本額に基づき援助していきたいと考える。(教育委員会)

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

本町では、あらゆる人権相談に対応するため、町立人権文化センターにおいて総合生活相談事業及び人権ケースワーク事業を実施しております。また、人権啓発の推進を図るため、関係諸団体と公募住民とによる「人権と平和のつどい実行委員会」を組織し、毎年8月に「平和のつどい」、12月に「人権のつどい」を開催し、住民主体の人権啓発に努めております。(総務部)

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本町では、現在「能勢町男女共同参画計画」を推進中であり、同計画において審議会等への女性の参画目標を3分の1以上としております。(総務部)

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

条例の制定については、現在のところ考えておりません。

(総務部)

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本町では、各種相談窓口を毎月の広報に掲載し、住民への周知を図っております。(総務部)

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

法の趣旨に基づき職場環境の整備とともに育児休業制度の周知にも努め、職員の育児休業取得にむけた意識の醸成を図ってまいります。(町長公室)

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門(自動車など)や民生部門(家庭・オフィスビルなど)の対策を強化すること。

(回答)

国が進める地球温暖化対策を、本町においても法を遵守し推進していくべき立場から、公共施設におけるアイドルングストップや適正冷・暖房に努め、エネルギー使用の節約に積極的に取り組んでいるところです。民生部門でも環境に配慮した取り組みが広がるよう大阪府と連携した取り組みに努めてまいります。(環境事業部)

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

ヒートアイランド対策につきましては、山林・農地及び河川面積が町域の約90%を占める当町といたしましてはなじみ難いと思われませんが、その趣旨は重要と考えられることから、大阪府と連携した取り組みに努めてまいります。(環境事業部)

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

地球温暖化防止のため、広報などを通じその啓発に努めておりますが、今後も大阪府と連携を深め取り組みを推進いたします。(環境事業部)

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を、早期に全国平均並み(19.0%)にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本町では独自の廃棄物減量化計画のもと、11種15分別を実施し資源の分別収集に努めるとともに、地域での資源化活動を推進するなど減量化と資源の回収に取り組んでおります。今後も、資源化率が向上するよう、広報宣伝などに努めてまいります。(環境事業部)

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

不法投棄等廃棄物にまつわる不法行為を防止すべく、関係機関によるパトロールや看板の設置による警告、広報による周知など種々取り組んでおり、今後も監視等の強化に努めてまいります。(環境事業部)

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

本町の環境保全計画に掲げる「みんなで考え行動する、里山が育む人と環境にやさしいまち・能勢」をめざすべき環境像として、生活排水処理の普及、公共下水道・農業集落排水施設整備の推進を基本方針として、「能勢町一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」に基づき、目標達成にむけて事業の推進を図るとともに、広報などを通じ、環境に配慮した取り組みを呼びかけるなど種々取り組んでまいります。（環境事業部）

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

大阪府版「地震防災戦略」に基づき年度ごとに「地域防災計画」の見直しを行い、大阪府と連携しながら、被害の軽減のため防災力の強化に努めます。

また、災害が発生した際迅速に対応できるよう、災害用備蓄品の管理に努め、「防災とボランティア週間」をはじめ住民等の積極的な参加を得て、必要に応じた防災訓練の実施等、今後もより一層普及啓発に努めます。（総務部）

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが（9.3%から84.1%）、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

本町は、平成19年度に第1次診断を実施し、学校施設について昭和56年以前で200㎡超または非木造2階建て以上の建築物すべての診断を行い、現状の把握に努めたところである。今後については、学校教育のあり方として学校の統廃合を含めて検討し、そのうえで第2次診断・改修工事の有無を決定していく予定である。

また交付金については、現在国から交付されているところであるが、交付率が3分の1程度であるため、今後は交付率を上げていくよう要望していきたいと考える。（教育委員会）

9について独自要請

公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）にAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。あわせて、AEDの使用法を

含めた救命講習に積極的に取り組むこと。

(回答)

平成16年7月より町内公共施設（20ヶ所）にAEDの設置を指導してきましたが、現在まで17施設が設置している状況で、残る施設についてもAED設置にむけ指導を続けていきます。

救命講習については、例年多数の事業所から講習依頼があり、年間300名程度の方々に講習を行っており、今後も広報などにより町民に救命講習への参加を呼び掛け、広く普及していくよう努めてまいります。
(総務部)

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

耕作放棄地の増加は、景観上はもとより病虫害発生やごみ放棄の温床となるなど、環境面においても好ましいものではないため、その利活用の方法について農地所有者に働きかけを行ってまいります。
(環境事業部)

(2) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

バリアフリー化を推進するため、旅客施設及び車両・道路・路外駐車場・都市公園・建築物の施設管理者等に対し、引き続き啓発と指導を行ってまいります。

また、費用助成制度の拡充については、国や大阪府に求めてまいります。
(環境事業部)

(3) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

本町の交通事情においては、通学路の歩車道分離が課題であり、自転車専用レーンについては、その後の社会状況・交通事情により検討してまいります。

また、歩車分離信号の拡充については、関係機関と調整してまいります。
(環境事業部)